

8月からの社会保障制度の変更点

7/31
赤旗

高額介護サービス費の月額上限引き上げ
・住民税を払っている世帯
単身・年収383万円未満 } 3万7200円→4万4400円
2人以上・年収520万円未満 } 3万7200円→4万4400円
現役世代（40～60歳）の介護保険料の変更 対象は1300万人
健保組合（年収456万円） 5125円→5852円

受給資格期間が25年から10年に
加入期間10年で基礎年金額 月額1万6000円

医療・介護の自己負担増

来月から 高齢者や現役会社員も

8月1日から高齢者の医療・介護サービスの自己負担額が引き上げられます。現役世代が負担する介護保険料も、大手企業会社園や公務員を中心に年収に応じて負担が引き上げられます。国民生活基礎調査では、金世帯中70歳以上を対象に上限額を引き上げます。年収70万円未満で生じる」と答えており、これ以上の給付抑制、負担増は国民生活との間にさらなる矛盾を生むことは必至です。

医療では、患者の自己負担に上限を設ける「高額療養費制度」で、1万4千円となり、10~18年8月にはさらに上限が月2千円上上がり、1万8千円になります。2010年8月にはさらに人の場合、外来の負担額に外来用額(1万8千円)への引き上げが予定されています。約1224万人が対象になります。

長期治療する患者への負担が大きいとの批判を受け、年間限度額を設定。これまでの月額一方2年内の12ヶ月分に当たる14万4千円となりました。4回以上受診した場合は(多數回該当)の世帯限度額は、月額一方3200円増の5万6000円

単身の場合は年収380万円未満、2人以上なら年収520万円未満の世帯が対象です。利用者負担が一割負担者のみの世帯では、これまでの月額上限の12ヶ月分(44ヶ月6400円)の年間上限額を設けますが、3年間の時限措置です。

「酬割」を段階的に導入。20年度に全面導入し、約1300万人が対象になる見込みであります。厚労省は、健保組合加入で年収が4万円以下の場合は、月額72円増(労使含む)の5000円2回と試算。年収84万円で年56万880円増(同)の1万

を理由にしていませんが、協会けんぽに支払っている国庫補助金を他の保険者に譲り渡わせせるものであります。年金制度では、年を受け取るために必要な保険料の納

約64万人が受給資格をもつたが、支給額は従来の年金額1万円台に比べて、年々低めに保たれており、年々年金額を下げる批判が上がっています。

障の月を納めました。年額の予算では140億円の圧縮を実行しました。来年度予算でも給付抑制・負担増による数字あります。社会保障の削減を狙っています。